

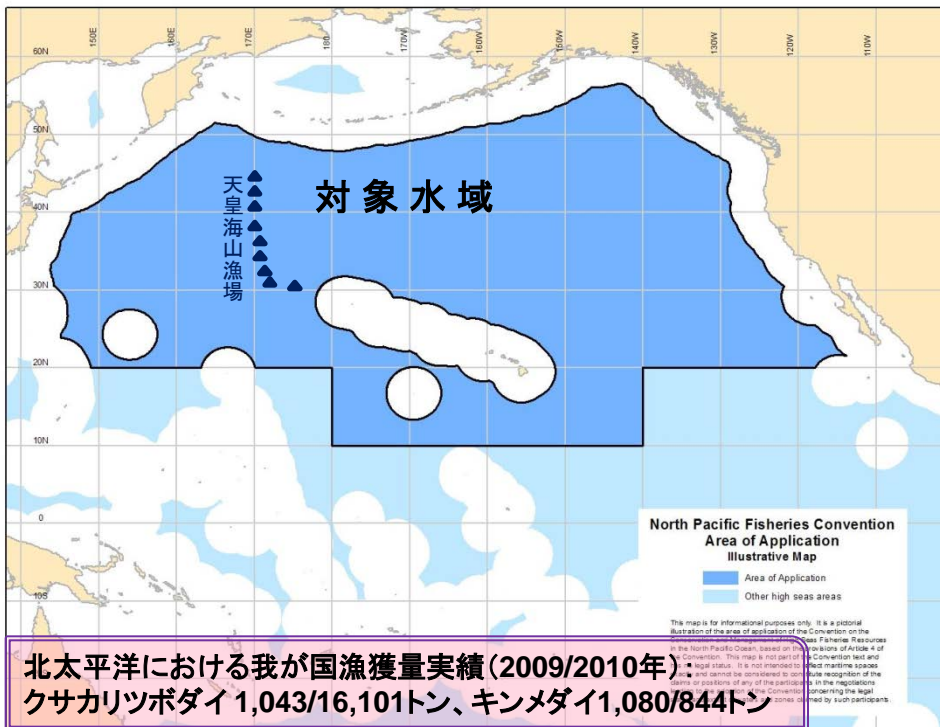
北太平洋公海漁業資源保存条約

目的

北太平洋の公海における漁業資源(例:クサカリツボダイ、キンメダイなど)の長期的な保存・持続可能な利用の確保

本条約は2012年2月に採択。4箇国による締結後180日で効力を生ずる。

対象水域と我が国の漁獲量



主な内容



- ◆ 北太平洋漁業委員会の設立
委員会: 保存管理措置(総漁獲可能量の設定等)の決定
- ◆ 締約国の義務
 - ・自国の漁船による保存管理措置の遵守を確保
 - ・寄港国として、漁獲物の検査等の措置を実施
- ◆ 参加予定国
日、米、露、加、韓及び中国

意義及び早期締結の必要性

- ◆ 北太平洋の漁業資源を網羅的に管理する初めての条約
- ◆ 天皇海山漁場は、我が国の遠洋底魚漁業(クサカリツボダイ、キンメダイ等)にとって最も重要な公海漁場
- ◆ 漁業資源の適切な管理、他国による乱獲の防止(→我が国への漁業資源の安定供給)
- ◆ 日本主導の条約(政府間協議の暫定事務局を務める等、条約作成の段階から主導的な役割)